

じぶんと家族のお守り

無配当 無解約返戻金型収入保障保険

収入保障保険

2025年1月改定

もしものとき、ご家族の生活を
サポートする収入保障保険



お客様の健康を応援します
健康★チャレンジ!

契約年齢 満20歳～満80歳

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

HL-P-A-24-00898(2024.10.11)(24080048) 802715 -3100(25.1)ACG

必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

インシュアヘルス Insurhealth®

万が一を可能な限りなくしていく
保険と健康を組み合わせた新しい価値



保険本来の役割 (Insurance)と
毎日の健康を応援する機能 (Healthcare)を組み合わせた、
SOMPOひまわり生命が提供する新しい価値です。
インシュアヘルスの提供を通じて、「万が一」を可能な限りなくし、
豊かな人生や夢の実現をサポートする存在を目指します。

インシュアヘルス

じぶんと家族のお守りのポイント

ポイント
1

万が一死亡された
(所定の高度障害状態となった)場合、
のこされたご家族が**遺族年金(高度障害年金)**を
保険期間満了まで「毎月」受け取れます。

+ さらにオプションを付加することにより

ポイント
2

七大疾病により所定の事由に該当した場合などに、
保険料のお払込みを免除します。
(七大疾病・就労不能保険料免除特約)

ポイント
3

メンタル疾患や七大疾病により
所定の事由に該当した場合に、
生活サポート年金を受け取れます。
(無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約)

ポイント
4

障害等級 1 級または 2 級と認定され、
障害基礎年金の受給権が生じた場合などに、
就労不能年金を受け取れます。
(無解約返戻金型就労不能保障特約)

元気に過ごせていれば、今までどおりの生活を維持でもしものことがあったら…働けない状態になったら…

きますが、あなたやご家族の生活はどうなるでしょうか？

もしものことがあったら…

国からの保障などがありますが、のこされたご家族の生活費は今までどおり必要となるため、収入が不足する可能性があります。



働けない状態になったら…

国からの保障などがありますが、収入は減少します。さらにこれまでの生活費に加えて治療費などが必要となる場合があります。ご家族が看病をする可能性もあり、働きたくても働けない状況も考えなくてはなりません。



支出

収入



支出

収入

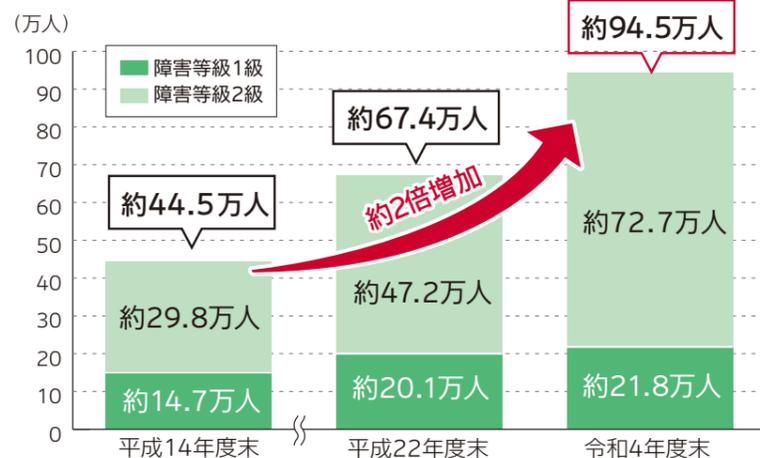


ご存知ですか？

働けない状態などになるリスクは身近なものになっています

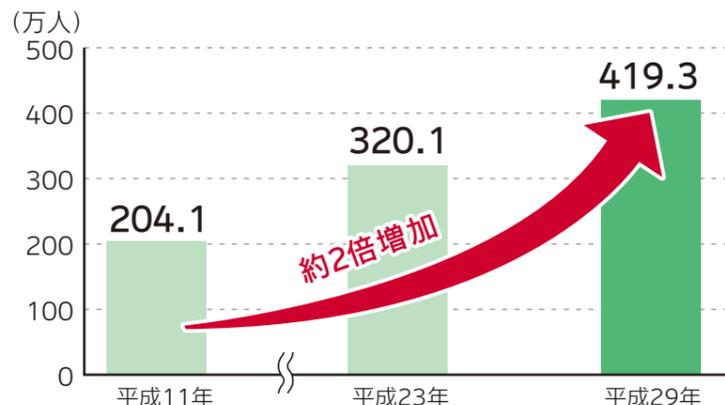
働けない状態などになり、国からの保障(障害基礎年金)を受給される方は増加しています。また、精神疾患を有する方も増加しており、病気によっては長期間入院することもあるため、働けない状態などになるリスクにも備えておくと安心です。

障害基礎年金1級・2級 受給者数の推移



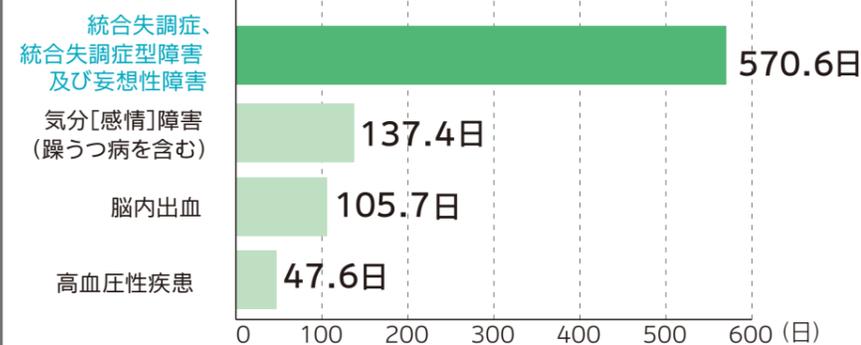
厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」
*20歳前障害による受給者を除きます。

精神疾患を有する総患者数の推移



厚生労働省「患者調査」より厚生労働省障害 保健福祉部で作成

退院患者平均在院日数*



厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」
*「平均在院日数」とは、1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

主契約

無配当 無解約返戻金型 収入保障保険

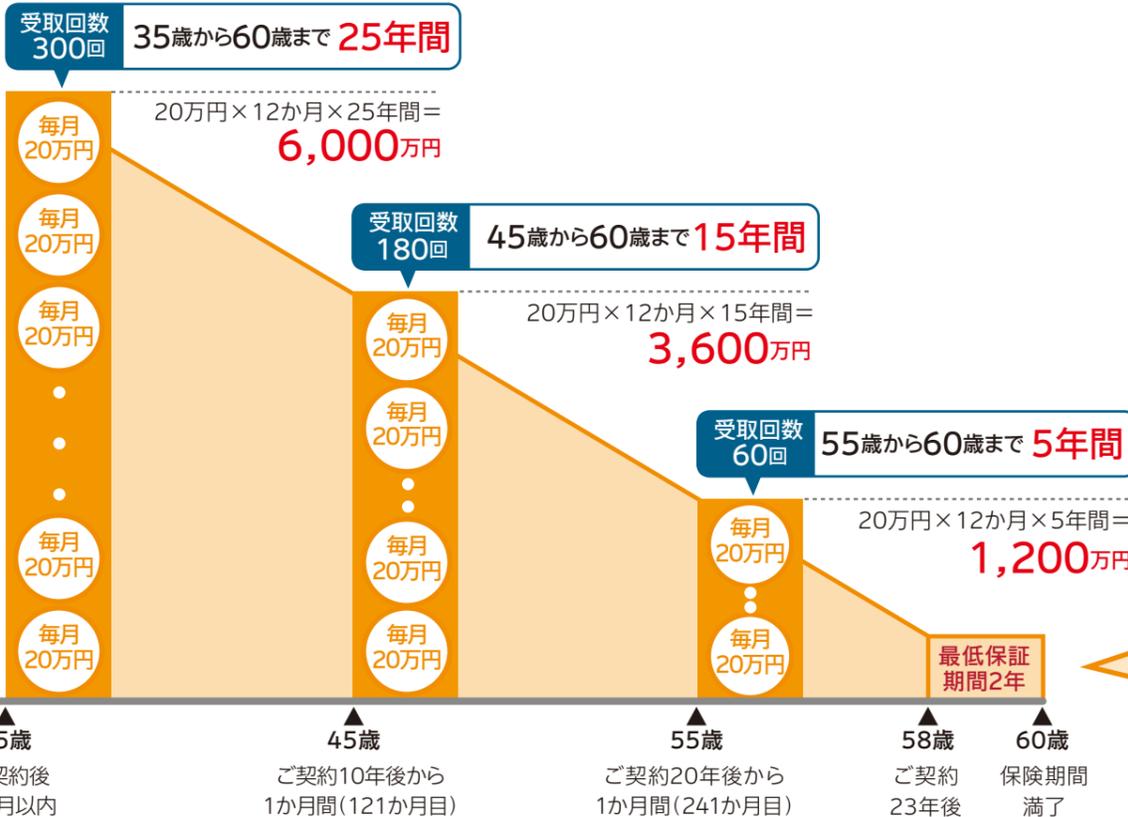
万が一死亡された(所定の高度障害状態となった)場合、遺族年金(高度障害年金)を保険期間満了まで毎月受け取れます。



設定の考え方などの詳細は7・8ページをご覧ください。

【遺族年金(高度障害年金)受取総額イメージ図】

例) 35歳男性 基準年金月額: 20万円 保険期間・保険料払込期間: 60歳まで 最低保証期間: 2年



遺族年金(高度障害年金)は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月(所定の高度障害状態になった月)によりお受取りいただく期間と遺族年金(高度障害年金)の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。

- 例1 ご契約直後に亡くなられたとき
20万円 × 300か月 = 6,000万円
- 例2 ご契約1か月後に亡くなられたとき
20万円 × 299か月 = 5,980万円

「最低保証期間2年」とは
保険期間満了まで残り2年を切った時点でもしものことがあった場合でも、毎月20万円を2年間お受取りいただけます。
20万円 × 12か月 × 2年間 = 480万円

もしものとき

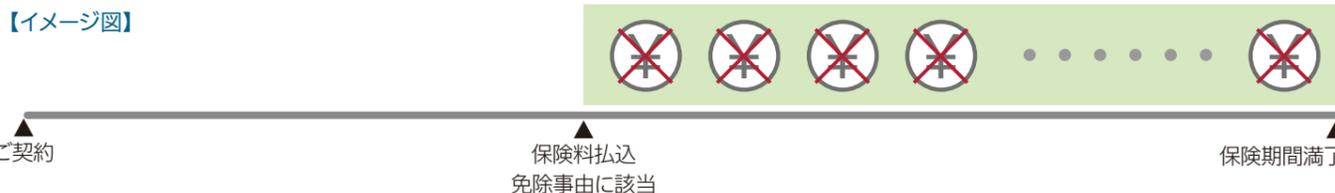
遺族年金

高度障害年金

おすすめのオプションで安心をプラス

保険料免除

オプション1 七大疾病・就労不能保険料免除特約
七大疾病により所定の事由に該当した場合などに、保険料のお払込みを免除します。
詳細は9ページをご覧ください。



以後の保険料のお払込みは必要ありません。

生活サポート
生活サポート年金

オプション2 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約
メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に、生活サポート年金を受け取れます。
詳細は9ページをご覧ください。



オプション2はオプション1との同時付加が必要です。

就労不能
就労不能年金

オプション3 無解約返戻金型就労不能保障特約
障害等級1級または2級と認定され、障害基礎年金の受給権が生じた場合などに、就労不能年金を受け取れます。
詳細は10ページをご覧ください。



オプション3はオプション1との同時付加が必要です。

保険料が割安になるチャンス

健康体料率特約
お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます。
詳細は16ページをご覧ください。

喫煙者健康体保険料率

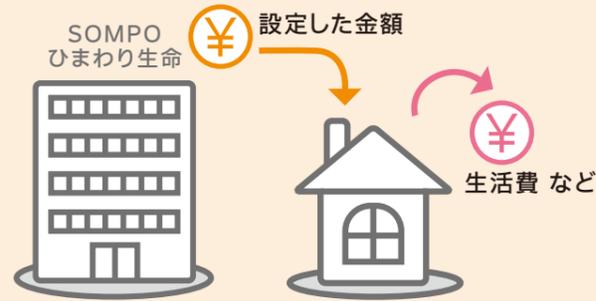
非喫煙者標準体保険料率

非喫煙者健康体保険料率

主契約の設定の考え方

設定の考え方 もしものとき、毎月お給料のように口座へお振込みします。

「毎月の受取金額」と「受取期間」は自由に設定できます。



毎月の受取金額 のこされたご家族が毎月必要となる金額を設定することができます。

例) 35歳男性会社員・年収420万円 (家族構成:妻と18歳未満の子2人)

のこされたご家族が今までどおりに生活するための生活費 月々 **35** 万円

遺族年金など 月々約 **15** 万円

必要保障額 月々 **20** 万円

$$35 \text{ 万円} - 15 \text{ 万円} = 20 \text{ 万円}$$

受取期間 設定する期間は1歳刻みで選べるので、ライフステージに合わせて自由に設定することができます。

例) 夫や妻が定年になる年齢 (ご家族の年齢) / 子どもが大学を卒業するときの夫や妻の年齢 など

CASE STUDY 契約年齢:35歳 基準年金月額:20万円 保険期間:60歳まで に設定した場合

もしものとき、毎月20万円を夫や妻の年齢で60歳になるまで、お給料のようにお受取りいただけます。

【年金受取総額イメージ】

35歳で亡くなられた場合 (ご契約後1か月以内) 60歳までの25年間の受取総額 (毎月20万円×12か月×25年間) = **6,000万円**

45歳で亡くなられた場合 (ご契約10年後から1か月間) 60歳までの15年間の受取総額 (毎月20万円×12か月×15年間) = **3,600万円**

55歳で亡くなられた場合 (ご契約20年後から1か月間) 60歳までの5年間の受取総額 (毎月20万円×12か月×5年間) = **1,200万円**

年齢の経過とともに減っていく必要保障額に合わせて年金受取総額も減っていく仕組みです。

●万が一のときにお受取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が上記よりも少なくなる場合がありますので、詳しくは27ページの「この保険の遺族年金の受給に関する税務について」をご覧ください。

保証期間と払込方式

保証期間 年金のお支払いには最低保証期間があります。

保険期間の満了直前にもしものことがあったときでも、年金のお支払い期間(回数)を保証します。最低保証期間は2年(24回分)または5年(60回分)があり、保険料の払込方式との組み合わせにより下記3パターンがあります。

最低保証期間	2年		5年
保険料の払込方式	逓減払込方式	平準払込方式	平準払込方式

払込方式 保険料の払込方式が選べます。

例) 35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間・保険料払込期間:60歳まで 最低保証期間:2年 保険料払込方法:口座振替月払 標準体保険料率 2025年1月現在の保険料です。

平準払込方式

保険料が**保険料払込期間を通じて一定**の払込方式です。

【例】全保険期間(25年間)における払込保険料累計: **1,632,000円**



逓減払込方式(だんだん減)

保険料が**5年ごと**にご加入時の保険料の**5%相当額**※**ずつ減少**していく払込方式です。(50%相当額※限度)

●保険期間にかかわらず、最後の5年間は、50%相当額になります。
※5%相当額および50%相当額は基準年金月額・経過年数などにより、それぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があります。詳しくは設計書などでご確認ください。



【例】全保険期間(25年間)における払込保険料累計: **1,532,400円**



()はご加入時の保険料に対する減少割合です。

オプション① 保険料免除 【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

保険料払込免除事由

1 七大疾病により所定の事由※1に該当したとき

2 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態で該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※2

3 当社所定の就労不能状態※3に該当したとき

※1 対象となる七大疾病および所定の事由は10・11ページ「対象となる七大疾病および所定の事由」をご覧ください。
 ※2 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。
 ※3 詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当されたとき保険料のお払込みを免除します。

オプション② 生活サポート 【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】

つぎのいずれかに該当した場合、特約年金支払期間(2年間または5年間)満了まで毎月、生活サポート年金を受け取れます。※1

お支払事由

1 七大疾病により所定の事由※2に該当したとき

2 当社所定のメンタル疾患※3により60日以上継続して入院したとき

例 生活サポート年金月額: 20万円



※1 毎月年金としてお受け取りいただくかわりに年金現価の全部または一部を一括して受け取ることもできます。第1回の生活サポート年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による生活サポート年金はお支払いしません。
 ※2 対象となる七大疾病および所定の事由は10・11ページ「対象となる七大疾病および所定の事由」をご覧ください。
 ※3 対象となる当社所定のメンタル疾患は10ページ「対象となる当社所定のメンタル疾患」をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。
 ●当社所定のメンタル疾患により入院を開始した場合でも、退院により入院が60日継続していないときは、生活サポート年金はお支払いしません。ただし、退院日の当日または翌日に転入院または再入院した場合で、転入院または再入院を証明する書類があるときは、継続した入院とみなします。
 ●被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、受取人が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、未支払分の年金現価を一時にお支払いします。
 ●特約年金支払期間満了後、この特約は消滅します。
 ●生活サポート年金が支払われる場合には、以後のこの特約の保険料のお払込みは必要ありません。

オプション③ 就労不能 【無解約返戻金型就労不能保障特約】

つぎのいずれかに該当した場合、特約の保険期間満了まで毎月、就労不能年金を受け取れます。※1※2

お支払事由

1 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態で該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※3

2 当社所定の就労不能状態※4に該当したとき

例 就労不能年金月額: 20万円
最低保証期間: 2年(主契約と同一)



※1 毎月の年金月額が変わりませんが、お支払事由に該当した月により、お受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。(保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少します。)
 ※2 第1回の就労不能年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による就労不能年金はお支払いしません。
 ※3 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。
 ※4 詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。
 ●就労不能年金のお支払いには保証期間があります。特約の保険期間の満了直前にお支払事由に該当したときでも、保証期間分の年金をお支払いします。保証期間は主契約の最低保証期間と同一です。
 ●被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。

■ オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】 オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる七大疾病

- がん(悪性新生物) ●急性心筋梗塞【虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)】
- 脳卒中【脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞】
- 慢性腎不全 ●肝硬変 ●糖尿病 ●高血圧性疾患

所定の事由は11ページをご覧ください。➡

■ オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる当社所定のメンタル疾患

- 統合失調症・統合失調症型障害および妄想性障害 ●気分[感情]障害
- 神経症性障害・ストレス関連障害および身体表現性障害 ●摂食障害
- 非器質性睡眠障害

代表的な病名は14ページをご覧ください。➡

その他のオプション オプション①を付加した場合、付加できません。

【定期保険特約】

死亡・所定の高度障害状態になった場合、死亡・高度障害保険金を受け取れます。

【災害死亡特約】

不慮の事故で180日以内に死亡・所定の高度障害状態になった場合、または所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態になった場合、災害死亡・高度障害保険金を受け取れます。

●対象となる不慮の事故および所定の感染症については約款をご覧ください。

オプションについて

- オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】
- オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる七大疾病および所定の事由

七大疾病	所定の事由
がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき (上皮内がん・悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除く) たとえば… 責任開始期以後に初めて胃がんと診断確定された
急性心筋梗塞 【虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)】	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば… 急性心筋梗塞により、冠動脈ステント留置術を受けた
脳卒中 【脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞】	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば… 脳梗塞により、病院で診察を受けてから60日を経過した後も手足に麻痺が残存していると、検査により診断された
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき たとえば… 糖尿病性腎症により慢性腎不全を発症し、腎臓移植術を受けた
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき たとえば… 肝硬変により食道静脈瘤を発症し、内視鏡的食道静脈瘤結紮術を受けた
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき たとえば… 糖尿病性壊疽の状態となり、足関節以下で四肢切断術を受けた
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば… 高血圧により大動脈瘤が破裂したため人工血管置換術を受けた

- オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】
- オプション③【無解約返戻金型就労不能保障特約】の対象となる当社所定の就労不能状態※
- ※詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害①

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した



たとえば…

心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術(自家移植は除きます)を受けた



たとえば…

IgA腎症により慢性腎不全を発症しており、永続的に週3回程度の血液透析を実施している

人工肛門の造設

人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある



たとえば…

大腸がんのぼうこう浸潤により、人工肛門および人工ぼうこうを造設した

所定の疾患等による障害② 回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している



たとえば…

肺気腫により慢性呼吸不全となり、常時、酸素療法(カニューレやマスクなどを用いて体内に適量の酸素を投与する治療法)を行っている

心臓の病気

- 心臓に人工弁を置換した※1
- 恒久的心臓ペースメーカーを装着した※2

※1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。
※2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

たとえば…

大動脈弁狭窄症に対して、人工弁置換術を行ったことにより、軽い家事などの軽労働や事務等の座業ができない

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある



たとえば…

肝硬変により、腹水貯留の状態と診断された

オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション③【無解約返戻金型就労不能保障特約】の対象となる当社所定の就労不能状態※

※詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害② 回復の見込みのない状態

血液・造血器の病気

以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

たとえば…>>>

骨髄異形成症候群により、ヘモグロビンや血小板数などの所定の血液数値異常を示している

悪性新生物

悪性新生物で血液数値が下記のすべてに該当する

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

たとえば…>>>

胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数などの所定の血液数値異常を示している

耳の障害 回復の見込みのない状態

[両耳の聴力に著しい障害を残す状態]

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの



たとえば…>>>

耳硬化症により難聴状態となり、補聴器を着けていても他人の会話が聞き取れない

眼の障害 回復の見込みのない状態

[両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態]

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したきょう正視力を測定し、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、または、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- I / 2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く



たとえば…>>>

緑内障で視野が狭くなり、1人で外出することが困難になっている

平衡機能の障害 回復の見込みのない状態

[平衡機能に著しい障害を残す状態]

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよるめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態

たとえば…>>>

メニエール病により、転倒したりよるめいたりせず、まっすぐ10メートル以上歩くことができない

言語機能の障害 回復の見込みのない状態

[言語機能に著しい障害を残す状態]

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態



たとえば…>>>

脳内出血により失語症を発症したため、意思疎通の際は身振り、手振りにて補助を必要としている

上・下肢の障害①

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害② 回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの
- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

* 著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態などをいいます。

オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる当社所定のメンタル疾患の代表的な病名

- 統合失調症
- うつ病
- 双極性感情障害
- パニック障害
- 心身症
- 不安神経症
- 摂食障害



どんな状態? >>> 当社所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院したとき

たとえば… >>> 統合失調症により医師の指示を受け、継続して60日間、入院をした

国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1級	1 つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	11 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1 つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	17 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
※障害等級1級の第10号および2級の第16号は「精神障害の状態」に該当し、「七大疾病・就労不能保険料免除特約」「無解約返戻金型就労不能保障特約」の保障の対象外となります。

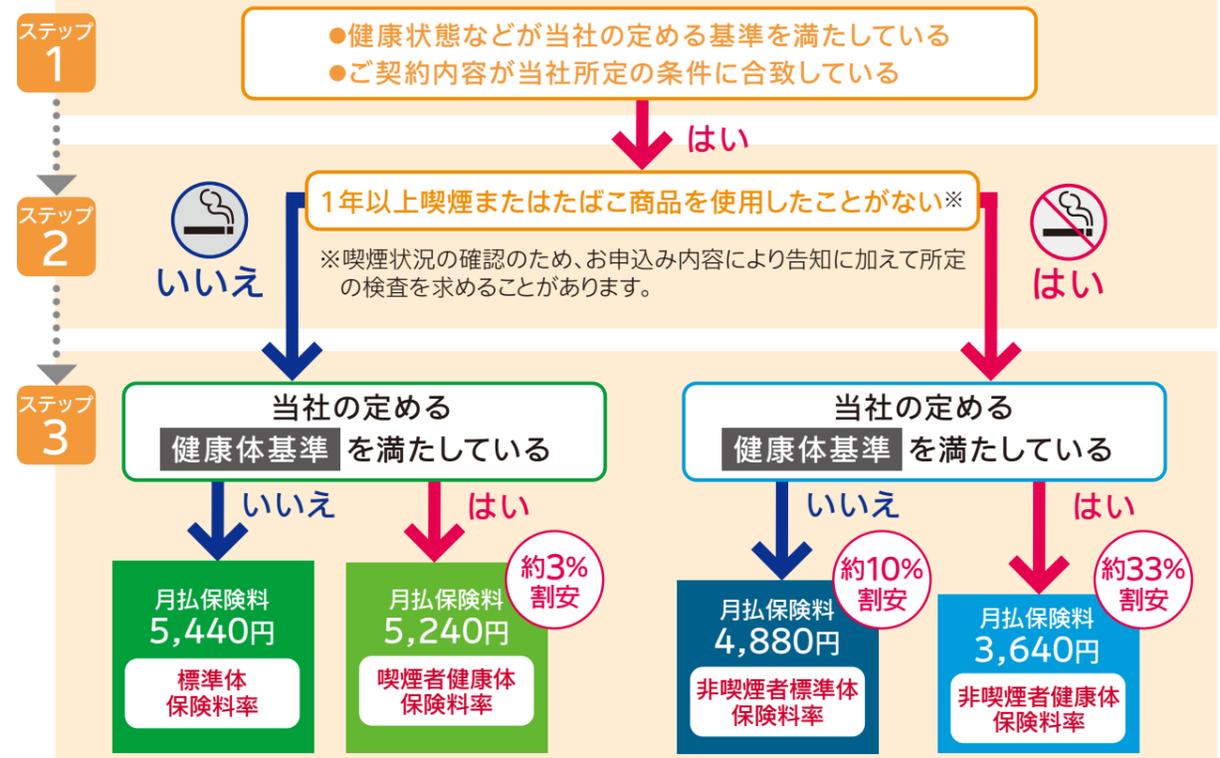
☑ 障害の状態のめやす (公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2024年6月改訂版)

障害等級1級	障害等級2級
他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます

●健康状態などが当社の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引受けとなる場合およびご契約自体をお引受けできない場合もあります。

例)35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間・保険料払込期間:60歳まで 最低保証期間:2年
平準払込方式 保険料払込方法:口座振替月払



2025年1月現在の保険料です。

割安になる率はお申込みのご契約内容・ご加入の年齢などによって異なります。

健康体基準 「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

☑ CHECK1 「体 バランス」 BMI値(肥満度)は下記の範囲内ですか?
18.0 < BMI※ < 27.0 (男女・年齢問わず)

※BMIとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。
BMI = 体重(kg) ÷ {身長(m)}²
■BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

☑ CHECK2 「血圧」 血圧値は下記の範囲内ですか?

最高 血圧値	140mmHg未滿
最低 血圧値	90mmHg未滿

当社の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

●ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。

●検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

健康☆チャレンジ! 制度(保険料率変更)

保険料が割安になるとともに
健康チャレンジ祝金をお受取りいただけるチャンスがあります!

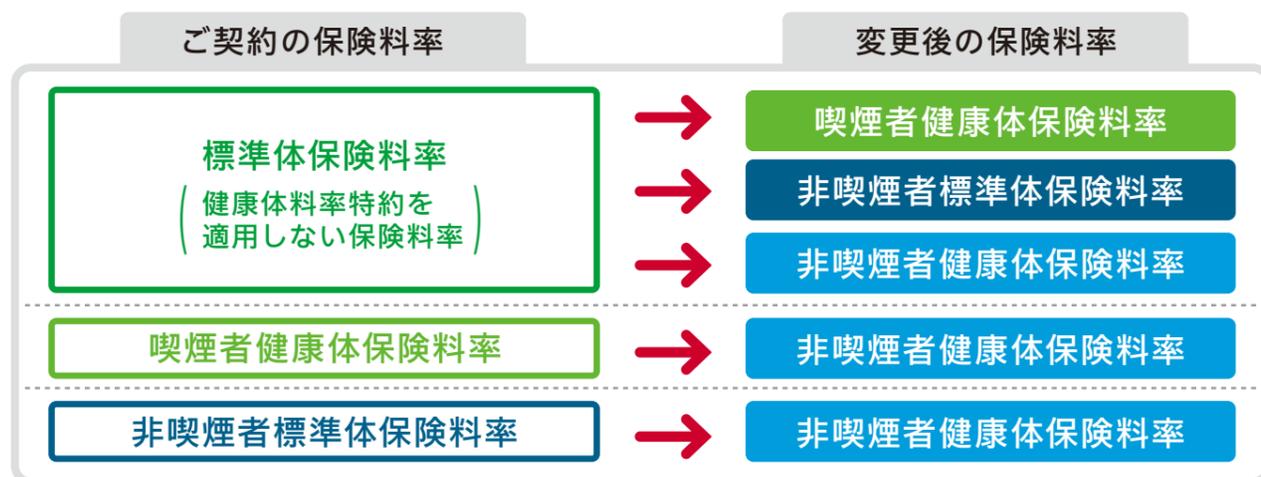
- 健康チャレンジ祝金とは、保険料率を変更する場合に、健康体料率特約(主契約用)にもとづき保険料差額相当額を精算するものです。



保険料が割安になるチャンス!

ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され、当社の定める基準※に適合した場合、下記のお取扱いができます。

※当社の定める基準については、16ページをご覧ください。



さらに、健康チャレンジ祝金をお受取りいただけるチャンス!

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてお受取りいただくことができます。

お手続きにあたっては、請求書、健康状態の告知(告知書)および所定の健康診断結果通知書写しなどをご提出いただきます。なお、告知時点で14か月以内に健康診断または人間ドックを受診されていない場合は、受診後にお手続きをお願いします。

! 健康☆チャレンジ! 制度の取扱いにあたって、つぎの点についてご注意ください。

- 保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- 保険料率変更の告知日が、前回の保険料率変更のお申出時の告知日から1年以内にある場合、お取扱いできません。
- 定期保険特約はお取扱いできません。
- ご契約時に標準体のお引受けとなった場合、その告知内容などにより、お取扱いができない場合があります。
- 保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況・血圧・BMI が改善されていても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- 保険料率変更の告知日に、特別条件付保険特約が適用されている場合、お取扱いできません。
- 当社の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。
- 健康☆チャレンジ! 制度の内容は保険種類によって異なります。

- 上記取扱いは2024年8月現在の内容にもとづいています。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

例えば…

35歳(ご契約時)男性
基準年金月額:20万円 保険期間・保険料払込期間:60歳まで
最低保証期間:2年 平準払込方式 保険料払込方法:口座振替月払

【標準体保険料率から非喫煙者健康体保険料率にチャレンジ成功した場合】

◆ご契約後37か月目の保険料から保険料率の変更が適用された場合

ご契約時の保険料率	ご契約時の保険料	変更後の保険料率	変更後の保険料
標準体保険料率	5,440円	非喫煙者健康体保険料率	3,640円

◆健康チャレンジ祝金の金額

$$\left(\begin{array}{c} \text{ご契約時の} \\ \text{保険料} \\ 5,440円 \end{array} - \begin{array}{c} \text{変更後の} \\ \text{保険料} \\ 3,640円 \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{お払込み} \\ \text{いただいた月数} \\ 36か月 \end{array} = \begin{array}{c} \text{健康チャレンジ祝金} \\ \text{の金額} \\ 64,800円 \end{array}$$

2025年1月現在の保険料です。

- 健康チャレンジ祝金の金額(保険料差額相当額)は、契約日における年齢、保険料率変更時の保険金額および保険料払込方法(回数・経路)をもとに計算します。

健康☆チャレンジ! 制度のイメージ

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてご契約者さまにお支払いし、将来の保険料を改めます。そのため、保険料の変更月により健康チャレンジ祝金の金額(保険料差額相当額)が変わります。

保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。



お手続き可能期間となりましたら、保険料率変更請求書類をご契約者さまへお送りします。

健康への取組みをサポートするサービスをご用意しています。
詳細は25・26ページをご覧ください。



活用法 ① 年金の受取り方はさまざまな状況に応じて選べます。

例)35歳の時(ご契約後1か月以内)に亡くなられた場合

35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間:60歳まで

1 毎月受け取る場合 受取総額:6,000万円



2 まとめて受け取る場合 一括受取額:約5,531万円

一括受取額
約5,531万円

毎月お受取りいただくかわりに
年金現価を一時金としてお受取りいただけます。

1と2の組み合わせも可能! ただし、一部一括受取は保険期間中に1回が限度となります。

葬儀費用や進学資金などで
最初にまとまった金額が
必要な場合に
年金の一部を一括で受け取れます。



生活費の心配がなくなり、
リフォームなどまとまった金額が
必要な場合に
残りの年金を一括で受け取れます。



●年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月(所定の高度障害状態になった月)によりお受取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額・一括受取額は毎月減少していきます。

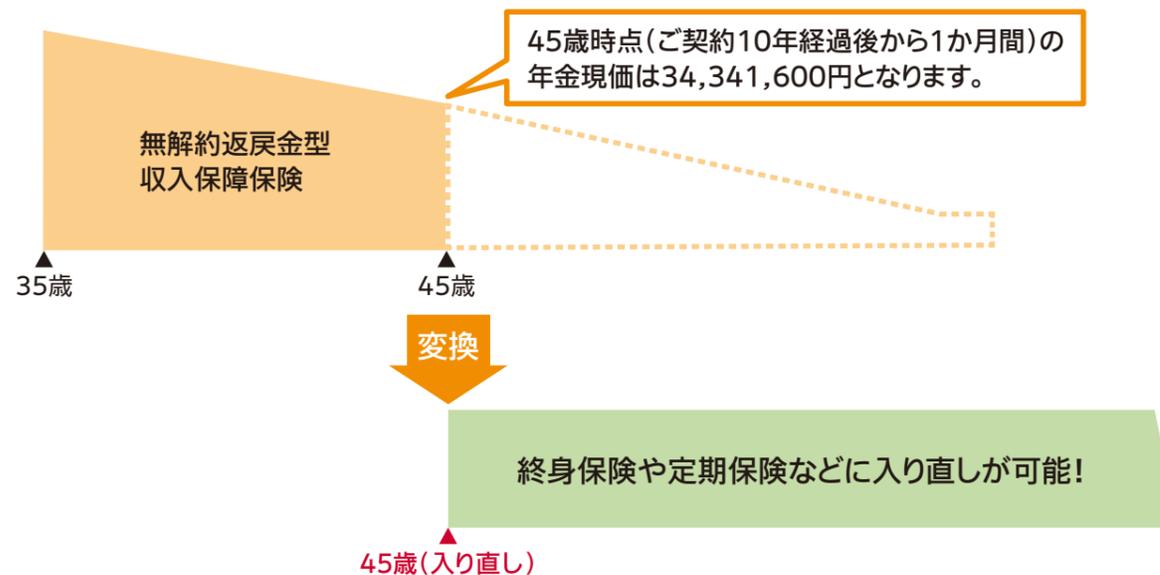
●万が一のときにお受取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が上記よりも少なくなる場合があります。詳しくは27ページの「この保険の遺族年金の受給に関する税務について」をご覧ください。
●年金現価とは、将来に発生する利息を差し引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。

活用法 ②

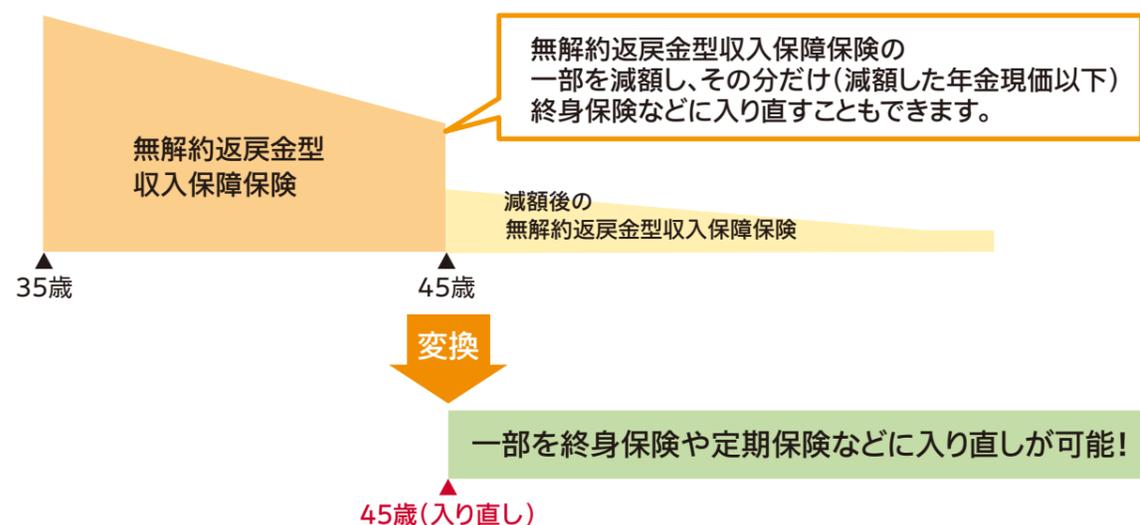
保険期間中であれば、健康状態にかかわらず、一定条件のもと、無診査・無告知で終身保険または定期保険などに入り直すことが可能です。(変換制度)

例)35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間:60歳まで

例1 現在の保障金額が長期間必要となった場合
死亡保険金額は入り直す時点での年金現価以下となります。



例2 現在の収入保障保険の保障は残しつつ、保障金額の一部が長期間必要となった場合



●健康体料率特約が付加された契約が変換された場合、変換後の契約には健康体料率特約は付加されません。
●変換後の契約の保険料は変換時点での年齢で計算します。

●特別条件付保険特約が付加される契約はお取扱いができないなど、一定の制限があります。

⚠️ 上記取扱いは2024年8月現在の取扱規定にもとづいています。当社の定める条件によりお取扱いできない場合がございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

もしものときや働けない状態になったときの公的保障 制度

はじめに

保障内容

公的保障制度

保険料表

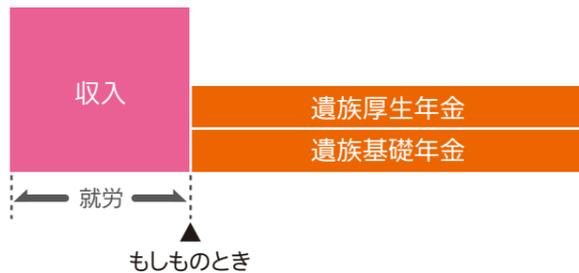
サービス

ご確認事項

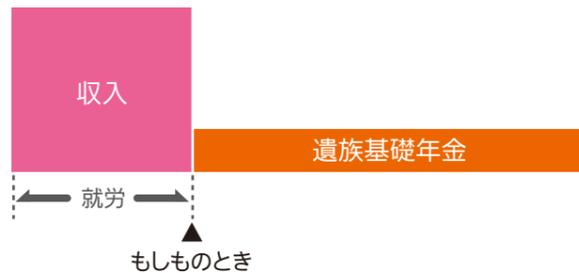
もしものとき

もしものことがあったとき、のこされたご家族に「遺族年金」が支払われることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ



●自営業者等のイメージ



遺族基礎年金について

自営業者 会社員・公務員等

遺族基礎年金とは、自営業者・会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされたご家族が「子のある配偶者」または「子」である場合に支給される遺族年金です。なお、「子」とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を指します。

遺族厚生年金について

会社員・公務員等

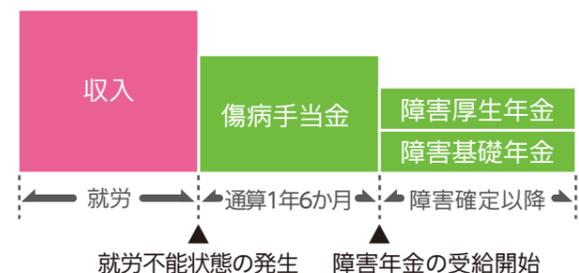
遺族厚生年金とは、会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされた配偶者や子等に「遺族基礎年金」にプラスして支給される遺族年金です。

*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

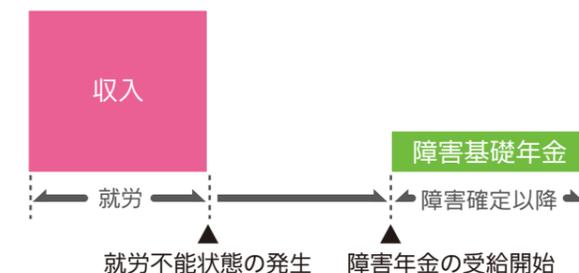
働けない状態になったとき

働けない状態になったとき、「傷病手当金」や「障害年金」が支払われることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ



●自営業者等のイメージ



傷病手当金について

- 健康保険等にご加入の方が、業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与の支払いがない場合に、4日目から通算で1年6か月間にわたって、給与の約3分の2が支給される制度です。
- 一般的に、国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金はありません。
- 加入している健康保険組合等によっては、付加給付により上乗せ給付がある場合があります。
- 公務員等の場合、計算基準が異なる場合があります。

障害年金について

- 国民年金や厚生年金にご加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受け取れるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。
- 障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級(厚生年金のみ))、障害年金の額は障害等級や職業、家族構成等によって異なります。

*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

遺族年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	月収にかかわらず一律		遺族基礎年金(a)					
			妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
			年額	月額	年額	月額	年額	月額
			0	0	105.0	8.7	128.5	10.7

会社員・公務員等	平均標準報酬月額	遺族厚生年金(b)		遺族基礎年金(a) + 遺族厚生年金(b)					
		年額	月額	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
				年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	32.0	2.6	93.2	7.7	137.1	11.4	160.6	13.3	
30万円	48.0	4.0	109.2	9.1	153.1	12.7	176.6	14.7	
40万円	64.1	5.3	125.3	10.4	169.2	14.1	192.6	16.0	
50万円	80.1	6.6	141.3	11.7	185.2	15.4	208.7	17.3	

(2024年8月時点)

- 平均標準報酬月額とは、厚生年金加入期間の標準報酬月額の平均額(現在の価値に換算するため再評価率で修正)のことで、年金額の計算の基礎となるものです。
- 2003年4月から総報酬制が導入されていますが、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提においては「平均標準報酬月額」で近似値が求められるため、簡易的に「平均標準報酬月額」のみで年金額を算出しています。なお、上記年金額は新規裁定者(67歳以下)のものであります。
- 現役会社員・公務員等の死亡時の遺族厚生年金については、加入期間300月が最低保障されるため、本資料についても300月加入の前提で年金額を算出しています。また、各年金の年額・月額は、計算上の値のそれぞれ千円未満を切捨てで記載している参考値のため、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。

- 本資料中の子とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を意味します。また、妻のみの遺族厚生年金には中高齢寡婦加算*(年額約61.2万円)を含めています。
- *中高齢寡婦加算とは、子のない40歳以上65歳未満の妻や、子が18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳)を過ぎるなどによって遺族基礎年金を受けられなくなった時点で40歳以上65歳未満の妻に加算されるものです。

障害年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	月収にかかわらず一律		障害基礎年金(a)					
			妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
			年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級			102.0	8.5	125.4	10.4	148.9	12.4
障害等級2級			81.6	6.8	105.0	8.7	128.5	10.7

会社員・公務員等	平均標準報酬月額	障害厚生年金(b)		障害基礎年金(a) + 障害厚生年金(b)					
		年額	月額	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
				年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	20万円	76.9	6.4	178.9	14.9	202.3	16.8	225.8	18.8
	30万円	103.6	8.6	205.6	17.1	229.1	19.0	252.5	21.0
	40万円	130.3	10.8	232.3	19.3	255.8	21.3	279.3	23.2
	50万円	157.0	13.0	259.0	21.5	282.5	23.5	306.0	25.5
障害等級2級	20万円	66.2	5.5	147.8	12.3	171.3	14.2	194.7	16.2
	30万円	87.6	7.3	169.2	14.1	192.6	16.0	216.1	18.0
	40万円	108.9	9.0	190.5	15.8	214.0	17.8	237.5	19.7
	50万円	130.3	10.8	211.9	17.6	235.4	19.6	258.9	21.5

(2024年8月時点)

- 障害厚生年金の計算においては、厚生年金の加入期間が最低300月分保障されるため、本資料の障害厚生年金についても加入期間を300月として計算しています。また、左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様に、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で、平均標準報酬月額のみを使用して簡易的に年金額を算出しています。なお、上記年金額は新規裁定者(67歳以下)のものであります。

- 本資料の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約23.4万円)を含んでいます。
- 子についての定義や端数処理等は左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様です。

制作・監修:株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

CHECK



「ねんきん定期便」を撮影するだけで、将来もらえる公的

年金の試算ができるツールをご用意しています!



保険料表(口座振替月払)

平準払込方式

基準年金月額 20万円

保険期間・保険料払込期間:60歳まで 最低保証期間:2年

オプション②と③はオプション①との同時付加が必要です。

記載の保険料は2025年1月現在のものです。

オプション① 七大疾病・就労不能保険料免除特約

オプション② 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約
生活サポート年金月額:20万円 特約年金支払期間:2年

オプション③ 無解約返戻金型就労不能保障特約
就労不能年金月額:20万円
最低保証期間:2年

男性

(単位:円)

契約年齢(歳)	標準体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	5,100	5,300	7,100	7,360	9,160
30	5,140	5,360	7,560	7,740	9,940
35	5,440	5,700	8,440	8,240	10,980
40	5,740	6,040	9,500	8,680	12,140
45	5,700	5,960	10,360	8,680	13,080

契約年齢(歳)	喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	4,940	5,120	6,920	7,180	8,980
30	4,940	5,160	7,360	7,540	9,740
35	5,240	5,480	8,220	8,020	10,760
40	5,560	5,820	9,280	8,460	11,920
45	5,540	5,820	10,220	8,540	12,940

契約年齢(歳)	非喫煙者標準体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	4,580	4,760	6,560	6,820	8,620
30	4,620	4,800	7,000	7,180	9,380
35	4,880	5,120	7,860	7,660	10,400
40	5,240	5,500	8,960	8,140	11,600
45	5,220	5,480	9,880	8,200	12,600

契約年齢(歳)	非喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	3,580	3,720	5,520	5,780	7,580
30	3,460	3,600	5,800	5,980	8,180
35	3,640	3,820	6,560	6,360	9,100
40	3,900	4,100	7,560	6,740	10,200
45	3,980	4,180	8,580	6,900	11,300

女性

(単位:円)

契約年齢(歳)	標準体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	3,540	3,720	5,640	5,680	7,600
30	3,800	4,020	6,340	6,240	8,560
35	4,060	4,320	7,140	6,560	9,380
40	4,160	4,400	7,740	6,760	10,100
45	4,060	4,300	8,200	6,680	10,580

契約年齢(歳)	喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	3,300	3,460	5,380	5,420	7,340
30	3,580	3,780	6,100	6,000	8,320
35	3,860	4,120	6,940	6,360	9,180
40	4,000	4,240	7,580	6,600	9,940
45	3,920	4,140	8,040	6,520	10,420

契約年齢(歳)	非喫煙者標準体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	3,440	3,620	5,540	5,580	7,500
30	3,680	3,900	6,220	6,120	8,440
35	3,940	4,180	7,000	6,420	9,240
40	4,040	4,280	7,620	6,640	9,980
45	3,940	4,180	8,080	6,560	10,460

契約年齢(歳)	非喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 + オプション①	主契約 + オプション①②	主契約 + オプション①③	主契約 + オプション①②③
25	2,900	3,060	4,980	5,020	6,940
30	3,040	3,200	5,520	5,420	7,740
35	3,220	3,420	6,240	5,660	8,480
40	3,300	3,520	6,860	5,880	9,220
45	3,240	3,440	7,340	5,820	9,720

はじめに

保障内容

公的保障制度

保険料表

サービス

ご確認事項

「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続きができ、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

無料



生命保険と健康をつなぐアプリ

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です ▶



わたしの生命保険

お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも
スマートフォンで完結

〈代表的なお手続き例〉

ご契約内容の照会

給付金のご請求

住所・電話番号のご変更

改姓・受取人のご変更



わたしの健康

歩行管理

目標を決めて
毎日の歩数を記録



リスクチェック

STEP 1 健康診断結果を
カメラで撮影して簡単登録



STEP 2 5年以内の健康リスクを
AIが予測



- 各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。
- 法人契約者さま専用のアカウントでは、アプリを利用することができません。
- 健康リスク予測(検査値異常リスク予測、罹患リスク予測)は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断結果との比較から5年以内の健康リスクの予測を表示するものです。

≡ アプリの情報をもとに最適な健康支援サービスをご案内 ≡

血糖値が
気になる…

有料

血糖コーチング



いつでもどこでも

血糖変動を可視化

生活習慣の
改善をサポート

血糖変動に応じたメッセージにより生活習慣の改善を促します。

- 契約者・被保険者のみ利用可能です。
- 本サービスは当社が提携するシンクヘルス株式会社のアプリ内で提供するものです。

高血糖は、生活習慣の乱れなどが原因で誰にでも起こる可能性があります。また、**糖尿病や心疾患などの発症リスク**に繋がり、糖尿病を発症すると合併症を引き起こす場合もあります。血糖値を安定させるためには、**バランスの取れた食事や適度な運動が良い**といわれています。

将来、がんにならないか
不安…

有料

がん早期発見をサポートする
がんリスク検査サービス



自宅で完結

痛みがなく手軽

複数の部位を
チェック

一度の検査で、
●がんリスク

がんは誰でも罹患する**可**難しくなる場合があります。また、**がん**が広がり、**生存率**を向上選択肢のひとつとして、自
※がんリスク検査は医師によるサービスであるため、診断

現在の**がんリスク**を調べることが可能です。検査サービスは、当社の提携企業のサービスです。
能性のある病気です。発見が遅れると、**症状が進行し治療が**す。がん検診を受けることで、**がんの早期発見や治療の選択**させることができます。がん検診は時間もお金もかかるため、**宅**でできるがんリスク検査サービスをご紹介します。
るがんの診断とは異なります。あくまでもリスクや可能性を計測するに際しては医師・医療機関で行ってください。

ご契約の確認や各種お手続きは、
Web版のMYひまわりでも可能です。

ご登録方法は**こちら** ▶



- 本パンフレットに記載のサービスは、2025年1月現在のものです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。
- 当社が提携する企業のサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

その他にもご利用いただける健康支援サービスをご案内しております。

この保険の遺族年金の受給に関する税務について

●契約形態別税務

契約形態	年金受取の場合		一括受取の場合
	被保険者の死亡時	毎回の年金受給時 [☆]	被保険者の死亡時
契約者と被保険者が同一の場合	年金受給権についての税法上の評価額に対して相続税 ^{※1}	(2年目以降) 相続税の課税対象以外の部分に対して所得税 [*] (雑所得) ^{※3}	一括受取額に対して相続税 ^{※5}
受取人が契約者自身の場合	—	所得税 [*] (雑所得) ^{※4}	所得税 [*] (一時所得) ^{※6}
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権についての税法上の評価額に対して贈与税 ^{※2}	(2年目以降) 贈与税の課税対象以外の部分に対して所得税 [*] (雑所得) ^{※3}	一括受取額に対して贈与税 ^{※5}

*所得税が課税された場合には、翌年、住民税の課税対象となります。

※1 相続税法第3条、第24条

※2 相続税法第5条、第24条

※3 所得税法施行令第185条

※4 所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1

※5 相続税法第3条、第24条、相続税法基本通達24-3

※6 所得税法施行令第183条2、所得税基本通達34-1

☆毎回の年金受給時にお受取りいただく年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が年金額より少なくなる場合があります。

- 高度障害年金などにつきましては、受取人がつぎの場合には全額非課税となります。
受取人：主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

より詳しい内容などにつきましては、国税庁のホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(2024年8月現在の税制によります)

- 今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

ご検討にあたってご確認ください



ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

無解約返戻金型収入保障保険について

- この保険においてお支払いする年金はつぎのとおりです。

年金	お支払事由	お支払額
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金額
高度障害年金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	

- 被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態になられたとき第1回年金をお支払いし、以後保険期間満了日まで毎月年金をお支払いします。
- 年金のお支払いには、2年または5年の保証期間があります。
- 保険料のお払込みは平準払込方式と逓減払込方式があります。(逓減払込方式の場合「逓減払込方式の契約に関する特則」が付加されます。)
- 年金支払事由発生後、将来お支払いする年金の現価の全部または一部を一時金としてご請求できます。
- 遺族年金と高度障害年金は重複してお支払いできません。
- この保険には満期保険金および配当金はありません。
- この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- この保険には契約者貸付・保険料の自動振替貸付のお取扱いはありません。
- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

保険料のお払込みの免除について

- つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。
- ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

お支払事由などの変更について

公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由または保険料払込免除事由を変更することがあります。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

MEMO

Handwriting practice area with 18 horizontal dotted lines.

MEMO

Handwriting practice area with 18 horizontal dotted lines.

